

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年5月31日（平成28年（行情）諮問第395号）

答申日：平成29年3月1日（平成28年度（行情）答申第766号）

事件名：「日米防衛協力のための指針」に関する決裁関連文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『日米防衛協力のための指針』（2015年4月27日）に関する決裁関連文書の全て*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年2月3日付け防官文第1666号により防衛大臣が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

テーマの重要性を鑑みると、関連する決裁文書が全く存在しないとは首肯し得ないので、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「『日米防衛協力のための指針』（2015年4月27日）に関する決裁関連文書の全て*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり、「日米防衛協力のための指針」については決裁行為を行っていないことから、本件開示請求に該当する行政文書は保有しておらず、文書不存在のため法9条2項の規定に基づき、平成28年2月3日付け防官文第1666号により原処分を行った。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、「テーマの重要性を鑑みると、関連する決裁文書が全く存在しないとは首肯し得ないので、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。」として、原処分の取消しを求めるが、上記1のとおり、「日米防衛協力のための指針」については決裁行為を行っておらず、本件開示請求に該当する行政文書の保有を確認できなかったことから原処分を行ったものである。

また、本件異議申立てを受け、確実を期すために再度本件対象文書の探索を行ったが、請求内容に該当する行政文書の保有を確認することはできなかった。

以上のことから、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年5月31日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成29年1月27日 審議
- ④ 同年2月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「日米防衛協力のための指針」（以下「指針」という。）の決裁関連文書である。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 平成27年4月に行われた「2+2」日米安全保障協議委員会において、日米両国の閣僚は日米防衛協力小委員会の勧告した新たな指針を了承し、公表しており、本件開示請求はその決裁関連文書を求めるものである。

イ 指針の作成に当たっては、政府部内及び米国との調整を迅速に行う必要があったことから、政府部内及び米国との調整は、電話又は口頭でのやり取りがほとんどであり、防衛省内においても口頭で説明を行う形で意思決定を行ったため、決裁文書は作成していない。

ウ 上記イの調整や防衛省内での説明の際に、原案や原案を修正した案（以下「修正案」という。）を使うこともあったが、異なる案が存在すると混乱が生じるおそれがあるため、原案については修正案を作成した時点で廃棄しており、修正案についても、変更が生じる都度、変更前の修正案は廃棄し、指針が完成した時点で修正案は全て廃棄していることから、原案及び調整過程の修正案についても保有していない。

エ 本件異議申立てを受け、再度確認を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) 当審査会事務局職員をして防衛省ホームページを確認させたところ、

指針の作成の経緯は諮問庁の上記（１）アの説明のとおりと認められ、指針の作成には米国との調整が必要であることを考慮すると、その前提としての政府部内の調整を迅速に行う必要から決裁文書は作成しておらず、また、政府部内の調整や説明の際の混乱を避けるために調整過程の文書は全て廃棄した旨の諮問庁の上記（１）の説明が不自然、不合理とまではいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第２部会）

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久